

第17回 補装具評価検討会

平成25年1月18日(金)
14:30～16:30
厚生労働省12階専用第13会議室

【議事次第】

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 障害者総合支援法の対象となる難病等の範囲について
- 4 難病患者等日常生活用具給付事業について
- 5 難病患者等における補装具の取扱いについて
- 6 その他
- 7 閉会

【資料】

- 資料1 障害者総合支援法の対象となる難病等の範囲について
- 資料2 難病患者等日常生活用具給付事業について
- 資料3 難病患者等における補装具の取扱いについて

【参考資料】

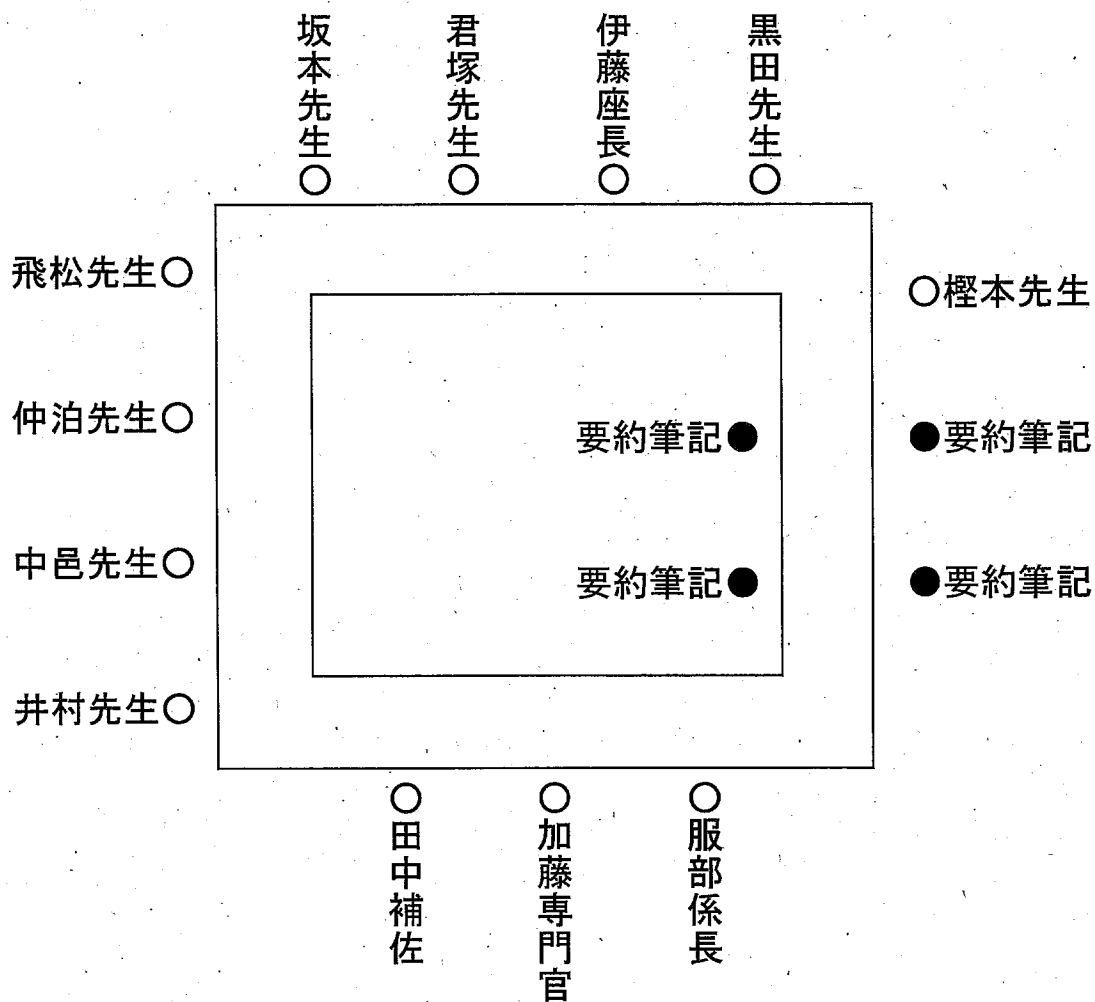
- 参考資料1 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要
- 参考資料2 障害者総合支援法の対象となる難病等の範囲について(案)
(厚生科学審議会疾病対策部会第27回難病対策委員会資料)
- 参考資料3 難病患者等日常生活用具給付事業運営要綱
- 参考資料4 障害者自立支援法に基づく日常生活用具給付等事業の概要
- 参考資料5 難病患者等日常生活用具給付事業と障害者総合支援法の日常生活用具と補装具の関係
- 参考資料6 難病患者等日常生活用具給付事業の給付状況について
- 参考資料7 補装具費支給の判定について
- 参考資料8 補装具費の支給の仕組み



第17回補装具評価検討会座席表

日時：平成25年1月18日(金) 14:30~16:30

会場：厚生労働省12階専用第13会議室



事務局	速記
-----	----

補装具評価検討会メンバー（第Ⅰ・Ⅱ類合同）

（五十音順、敬称略）

氏名	役職名
○伊藤 利之 <small>イトウ トシユキ</small>	横浜市総合リハビリテーションセンター 顧問
榎本 修 <small>カシモト オサム</small>	宮城県リハビリテーション支援センター 所長
君塚 葵 <small>キミヅカ マモリ</small>	心身障害児総合医療療育センター 所長
黒田 大治郎 <small>クロダ ダイジロウ</small>	神戸学院大学総合リハビリテーション学部 社会リハビリテーション学科 教授
坂本 洋一 <small>サカモト ヨウイチ</small>	和洋女子大学生生活科学系社会福祉学研究室 教授
諏訪 基 <small>スワ モトイ</small>	国立障害者リハビリテーションセンター研究所 顧問
飛松 好子 <small>トビマツ ヨシコ</small>	国立障害者リハビリテーションセンター病院 第一診療部 健康増進センター長
田内 光 <small>タウチ ヒカル</small>	国立障害者リハビリテーションセンター病院 副院長
仲泊 聡 <small>ナカドマリ サトシ</small>	国立障害者リハビリテーションセンター病院 第二診療部 部長
中邑 賢龍 <small>ナカムラ ケンリュウ</small>	東京大学先端科学技術研究センター 教授
野田 徹 <small>ノダ トオル</small>	独立行政法人国立病院機構東京医療センター 眼科医長
三上 真弘 <small>ミカミ マサヒロ</small>	元 帝京科学大学 医療科学部 教授
宮田 広善 <small>ミヤタ ヒロヨシ</small>	全国児童発達支援協議会 副会長
森本 正治 <small>モリモト マサハル</small>	大阪電気通信大学 医療福祉工学部医療福祉工学科 教授
山内 繁 <small>ヤマウチ シゲル</small>	特定非営利活動法人 支援技術開発機構 理事長

※ ○印は座長

臨時メンバー	役職名
井村 保 <small>イムラ タモツ</small>	中部学院大学 リハビリテーション学部 理学療法学科 准教授 東京大学先端科学技術研究センター

障害者総合支援法の対象となる難病等の範囲について

1 障害者総合支援法について

平成24年6月に成立した「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）」の施行により、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）では、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に「難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）」を追加し、障害福祉サービス等※の対象とすることとしている。（平成25年4月1日施行。障害児の定義にも同様に難病等を追加。）

そのため、新たに障害者総合支援法による障害福祉サービス等の対象となる難病等は、身体障害者手帳の有無にかかわらず、必要に応じて障害程度区分の認定などの手続きを経た上で、市区町村において必要と認められた障害福祉サービス等を利用できることとなる。

※ 障害者・児については、障害福祉サービス、相談支援、補装具及び地域生活支援事業。
障害児については、障害児通所支援及び障害児入所支援。

【参考資料1】

2 障害者の範囲の見直しについて

① 障害者総合支援法第4条第1項

この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるもの*をいう。

※ 下線部分が障害者の定義に新たに追加された内容。



- 難病患者等で、症状の変化などにより身体障害者手帳を取得できないが一定の障害がある方々が、障害福祉サービス等を利用できる。
- これまで、難病患者等が利用してきたホームヘルプサービス等は、補助金事業として一部の市町村で提供されてきたが、今後は、法定事業として全市町村において提供可能となる。
- 利用できるサービスが、補助金事業のホームヘルプサービス、短期入所、日常生活用具給付の3つから、障害者総合支援法に定める障害福祉サービス等に広がる。

(参考)

○ 児童福祉法第4条第2項

この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

※ 下線部分が障害児の定義に新たに追加された内容。

② 障害者総合支援法第4条第1項の政令で定める疾病

○ 平成24年12月の時点において、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会で、新たな難病対策における医療費助成の対象疾患の範囲等の検討が引き続き進められていたことから、この範囲等も参考にして検討することとされていた障害者総合支援法における難病等の範囲については、直ちに結論を得ることが困難な状況にあった。

○ そこで、障害者総合支援法における難病等の範囲は、当面の措置として、「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾患と同じ範囲（難治性疾患克服研究事業〔臨床調査研究分野〕の対象疾患（130疾患）及び関節リウマチ）として平成25年4月から制度を施行した上で、新たな難病対策における医療費助成の対象疾患の範囲等に係る検討を踏まえ、見直しを行うこととした。

（注） 障害者総合支援法の政令で定める疾病の名称は、「難病患者等居宅生活支援事業の対象疾患」と名称が異なっている場合があり、その結果、障害福祉サービス等の対象となる疾病は「130疾患」となっている。

【参考資料2】

○ なお、障害者総合支援法の対象となる難病等による障害の程度（厚生労働大臣が定める程度）については、「難病患者等居宅生活支援事業」の対象患者の状態に鑑み、「（政令で定める）特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度」とした。

難病患者等日常生活用具給付事業について

1 難病患者等日常生活用具給付事業について

① 事業概要

難病患者等日常生活用具給付事業は、難病患者等居宅生活支援事業の一つとして、患者のQOLの向上のために平成9年から開始されており、難病患者（厚生労働科学研究難治性疾患克服研究事業の対象疾患（130疾患）をいう。以下同じ。）等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的に実施されている。

【参考資料3】

② 今後の取扱い

障害者総合支援法における難病等の範囲は、当面の措置として、難病患者等居宅生活支援事業の対象疾患と同じ範囲（厚生労働科学研究難治性疾患克服研究事業の対象疾患及び関節リウマチ）として平成25年4月から制度を施行することとなっており、難病患者等日常生活用具給付事業は、障害者総合支援法に基づく日常生活用具給付等事業と補装具費の支給で対応していくこととなる。

【参考資料4、参考資料5】

2 平成22年度難病患者等日常生活用具給付事業の給付状況等について

① 給付実績の内訳（平成22年度実績：729件）

給付種目		利用実績件数
便器	便器	5
	手すり	5
特殊マット		16
特殊寝台		26
特殊尿器		3
体位変換器		0
入浴補助用具		39
車椅子	電動以外の場合	20
	電動の場合	3
歩行支援用具		47
電気式たん吸引器		243
意思伝達装置		20
ネブライザー		41
移動用リフト		0
居宅生活動作補助用具（住宅改修）		24
特殊便器		10
訓練用ベッド		2
自動消火器		1
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）		224

*利用実績のベスト3（ALS：241件、パーキンソン病：102件、脊髄小脳変性症：44件）

② 平成 22 年度市町村実施体制整備状況及び実績状況

- 市町村の实地体制整備状況は以下のとおり。
953市町村 / 1,750市町村 = 54.5%
- 市町村の実績状況は以下のとおり。
285市町村 / 1,750市町村 = 16.3%

③ 給付状況（自治体への電話聴取により作成）

平成 22 年度難病患者等日常生活用具給付事業のうち、平成 25 年 4 月から障害者総合支援法の補装具として扱われることとなる「車椅子、電動車椅子、意思伝達装置、整形靴(実績なし)」の給付状況について、一部の自治体から聴取した内容については、参考資料 6 のとおりとなっている。

【参考資料 6】

④ 平成 24 年度予算額 46,701 千円

難病患者等における補装具の取扱いについて

1 難病患者等に対する補装具費の支給

平成25年4月から障害者総合支援法に定める障害者・児の対象に難病等（難治性疾患克服研究事業〔臨床調査研究分野〕の対象疾患（130疾患）及び関節リウマチ）（以下「難病患者等」という。）が加わり、補装具費の支給対象となる。

そのため、市町村は、身体障害者手帳の有無にかかわらず、従来、難病患者等日常生活用具給付事業により給付してきた「車椅子」、「電動車椅子」、「意思伝達装置」、「整形靴」を障害者総合支援法に基づく補装具として、必要と認められる難病患者等に対し、補装具費の支給を行う必要がある。

なお、上記4種目以外のその他の補装具についても、支給の申請が行われることが考えられる。

2 難病患者等に対する補装具費支給の判定等

(1) 補装具費支給の申請について

市町村は、難病患者等から補装具費支給申請書の提出とともに、障害者総合支援法の政令で定める疾病に該当するかを判断するため、医師の診断書等の提出を求めることとする。なお、特定疾患治療研究事業（56疾患）対象者は、特定疾患医療受給者証の写しで足りることとする。

(2) 補装具費支給の判定について

- 難病患者等日常生活用具給付事業では、車椅子、電動車椅子、意思伝達装置、整形靴について、要件を満たした難病患者等に対して保健師又は市町村職員による訪問調査を経た上で、市町村長が真に必要と認めた者に給付しているという実態がある。

難病患者等に対し、障害者総合支援法に基づき支給する補装具については、他の身体障害者と同様に身体障害者更生相談所の判定を経て市町村が決定又は医師作成の補装具費支給意見書により市町村が決定することでよい。

- 既に難病患者等日常生活用具給付事業で車椅子、電動車椅子、意思伝達装置、整形靴を給付された者から、再支給・修理の申請があった場合には、支給決定が認められないことがないように配慮すべきではないか。

【参考資料7】、【参考資料8】

(3) 難病患者等日常生活用具給付事業の給付種目の取扱い

① 車椅子

[難病患者等日常生活用具給付事業の実態等]

- ・ 平成 22 年度の難病患者等日常生活用具給付事業の実績によると、車椅子を給付された難病患者等の疾患は、多系統萎縮症(シャイ・ドレーガー症候群)、多発性硬化症、重症筋無力症、ギラン・バレー症候群、慢性炎症脱髄性多発神経炎等で多岐に渡っている。
- ・ 各市町村は、難病患者等日常生活用具として車椅子を給付する際に、医師の診断書で疾患名の確認・状態の確認とともに、保健所の保健師における訪問調査を行った上で、必要性を判断している。

[補装具費として支給を行うに際して留意すべきこと]

- ・ 難病患者等は、その症状が日内変動する者もいるため、歩行の可否のみで判断することなく、症状の変化に配慮し、症状がより重度である状態をもって判断する必要があるのではないか。

② 電動車椅子

[難病患者等日常生活用具給付事業の実態等]

- ・ 平成 22 年度の難病患者等日常生活用具給付事業の実績によると、電動車椅子の給付件数は 3 件と少ない。
- ・ 市町村は医師の診断書と保健師の訪問調査又は市職員による聞き取り調査で給付を行っている。

[補装具費として支給を行うに際して留意すべきこと]

- ・ 電動車椅子については、申請者の来所により、身体障害者更生相談所において医学的判定を行った上で、支給の判定を行うこととなるが、留意すべきことはないか。

③ 重度障害者用意思伝達装置

[難病患者等日常生活用具給付事業の実態等]

- ・ 平成 22 年度の難病患者等日常生活用具給付事業の実績によると、意思伝達装置を給付された難病患者等の疾患は、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、パーキンソン病、多系統萎縮症と神経・筋疾患のみである。
- ・ 各市町村は、難病患者等日常生活用具として意思伝達装置を給付する際に、医師の診断書で疾患名の確認・状態の確認とともに、保健所の保健師における訪問調査を行った上で、必要性を判断している。
- ・ 一部自治体では、身体障害者手帳所持者に対しても緊急的に必要との理由で、難病患者等日常生活用具給付事業において給付している事例もある。

[補装具費として支給を行うに際して留意すべきこと]

- ・ 難病患者等日常生活用具給付事業において、意思伝達装置の対象者は、「言語機能を喪失した者又は言語機能が著しく低下している筋萎縮性側索硬化症等の神経疾患患者であって、コミュニケーション手段として必要があると認められる者」となっているが、現行の補装具費支給事務取扱指針では、「重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者であって、重度障害者用意思伝達装置によらなければ意思の伝達が困難な者」となっているため、言語機能の障害のみでは、重度障害者用意思伝達装置が支給できないこととなるため配慮が必要ではないか。
- ・ 筋萎縮性側索硬化症等の進行性疾患においては、判定時の身体状況が必ずしも支給要件に達していない場合であっても、急速な進行により支給要件を満たすことが確実と診断された場合には、早期支給をするように配慮する必要があるのではないか。

④ 整形靴

[難病患者等日常生活用具給付事業の実態等]

- ・ 平成 23 年度から給付種目となったため、平成 22 年度の給付実績はない。

[補装具費として支給を行うに際して留意すべきこと]

- ・ 難病患者等日常生活用具給付事業の整形靴の性能は「難病患者等の身体状況を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの」とされているが、現行の補装具費支給制度においては、「医師の処方のもとに治療に用いられる靴であって、ふまず鋼の入っているものを基本とすること」とされているが、難病患者等に特に配慮すべきことはないか。

(4) その他の補装具の取扱い

① 義肢

義肢を必要とする対象者は身体障害者手帳交付の対象となり得ることから、難病患者等という観点から、特に配慮する必要はないと考えられるが、特に留意することはないか。

② 装具

補装具で対象としている装具のうち、難病患者等日常生活用具給付事業では整形靴を給付種目としているが、他の装具についても今後、難病患者等から支給申請されることが考えられるが、支給の判定をする際に、留意すべきことはないか。

また、医療との関わりの観点から、治療に必要な装具（いわゆる治療用装具）との関係について、配慮すべき点はないか。

③ 座位保持装置

長時間座位をとることができない又は自力で座位を保持できないといった状態の難病患者に対し、今後、難病患者等から支給申請されることが考えられるが、支給の判定をする際に、留意すべきことはないか。

④ 盲人安全つえ

視覚障害者の移動に必要な用具であるため、難病患者等に対して必要と判断されれば、補装具費として支給する必要があると考えられるが、支給の判定の際に、留意すべきことはないか。

⑤ 義眼

事故又は疾病により眼球を摘出した者が対象となるが、難病患者等に対して必要と判断されれば、補装具費として支給する必要があると考えられる。補装具費の支給を判定する際に、特に配慮した取扱いをする必要はないか。

また、医療との関わりの観点から、治療に必要な装具（いわゆる治療用装具）との関係について、配慮すべきことはないか。

⑥ 眼鏡

眼鏡（矯正、遮光、弱視眼鏡及びコンタクトレンズ）については、一般的な矯正を目的とする眼鏡等は補装具の対象とはならないため、視覚障害の有無やその程度に着目して判断することが必要と考えるが、難病患者等に特に留意すべきことはないか。

⑦ 補聴器

補聴器については、補装具費の支給対象としている重度難聴用及び高度難聴用等を対象としていることから、これらの補聴器を必要とする程度の聴覚障害の有無に着目して判断することが必要と考えるが、難病患者等に特に留意すべきことはないか。

⑧ 座位保持椅子

体幹機能障害等により座る姿勢が保てない身体障害児に対し、補装具費として支給しているが、難病児について、特に留意すべきことはないか。

⑨ 起立保持具

体幹機能障害等で起立姿勢が保てない身体障害児に対し、補装具費として支給しているが、難病児について特に留意すべきことはないか。

⑩ 歩行器

歩行補助つえだけでは、重心が不安定となり立位や歩行が困難な者の歩行補助のために用いられるが、難病患者等に特に留意すべきことはないか。

⑪ 頭部保持具

身体障害児を対象としてて補装具費として支給しているが、難病児について特に留意すべきことはないか。

⑫ 排便補助具

身体障害児を対象として補装具費として支給しているが、難病児について特に留意すべきことはないか。

⑬ 歩行補助つえ

難病患者等に対しても必要に応じ補装具費を支給すべきと考えられる。その際、留意すべきことはないか。

新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要

(平成24年6月20日 成立・同年6月27日 公布)

1. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)とする。

2. 概要

1. 題名
「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。

2. 基本理念
法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

3. 障害者の範囲(障害児の範囲も同様に対応。)
「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

4. 障害支援区分の創設
「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。
※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

5. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする)
- ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える)
- ④ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等)

6. サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

3. 施行期日

平成25年4月1日(ただし、4. 及び5. ①～③については、平成26年4月1日)

4. 検討規定(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討)

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
 - ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
 - ③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
 - ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
 - ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方
- ※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

障害者の範囲の見直し

○ 制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に新たに難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）を追加し、障害福祉サービス等の対象とする。
【平成25年4月1日施行】

➡ 難病患者等で、症状の変動などにより、身体障害者手帳の取得ができないが一定の障害がある方々に対して、障害福祉サービスを提供できるようになる。

➡➡ これまで補助金事業として一部の市町村での実施であったが、全市町村において提供可能になる。
➡➡ 受けられるサービスが、ホームヘルプサービス、短期入所、日常生活用具給付だけでなく、新法に定める障害福祉サービスに広がる。

《現状》

★ 障害者自立支援法における支援の対象者は、以下のとおり。

- ・ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
- ・ 知的障害者福祉法にいう知的障害者
- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者を含み、知的障害者を除く。）

★ 身体障害者の定義 永続し、かつ一定以上の障害があるものを対象
身体障害者の範囲 身体障害者福祉法別表に限定列挙
⇒ 症状が変動しやすいなどにより難病患者等が障害福祉サービスの支援の対象外となる場合がある。

★ 難病患者等居宅生活支援事業（ホームヘルプサービス、短期入所、日常生活用具給付）
事業を実施する市町村に対し、国が費用の一部を補助（平成24年度予算：2億円、健康局予算事業）
難治性疾患克服研究事業の対象である130疾患と関節リウマチの患者を対象

◎ 対象となる者の範囲については、政令で定めることとしており、厚生科学審議会難病対策委員会での議論等を踏まえ、施行（平成25年4月1日）に向けて検討する。

現在の状況

- 平成25年4月から、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に定める障害児・者の対象（※1）に、難病等（※2）が加わり、障害福祉サービス、相談支援等（※3）の対象となる。
 - この施行に際し、難病患者等が障害程度区分の認定や支給認定等の手続を経て、平成25年4月から円滑に必要なサービスを受けられるようにするためには、自治体での準備期間を考慮し、早急に対象疾患を定める政令の公布手続を進める必要がある。
 - しかし、現時点においては、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会で、新たな難病対策における医療費助成の対象疾患の範囲等の検討が引き続き進められていることから、この範囲等も参考にして検討することとされていた障害者総合支援法における難病等の範囲については、直ちに結論を得ることが困難な状況にある。
- ※1 児童福祉法に定める障害児についても同様。
 ※2 障害者総合支援法上は、「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者」と規定されている。
 ※3 障害児・者については、障害福祉サービス、相談支援、補装具及び地域生活支援事業。障害児については、障害児通所支援及び障害児入所支援。

当面の措置

- 障害者総合支援法における難病等の範囲は、当面の措置として、「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ範囲（※4）として平成25年4月から制度を施行した上で、新たな難病対策における医療費助成の対象疾患の範囲等に係る検討を踏まえ、見直しを行うものとする。
 - なお、障害者総合支援法の対象となる難病等による障害の程度（厚生労働大臣が定める程度）についても、「難病患者等居宅生活支援事業」の対象患者の状態に鑑み、「（政令で定める）特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けける程度」とする（※5）。
- ※4 同事業では、難病患者等のADLの向上のためホームヘルプ事業等を行っており、難治性疾患克服研究事業（臨床調査研究分野）の対象疾患（130疾患）及び関節リウマチがその対象範囲となっている。
 ※5 難病等に該当するかどうかの判断は、個々の市町村において、医師の診断書等で確認することとなる。また、障害程度区分の認定については、全国の市町村で難病等の特性に配慮した円滑な認定が行われる必要があり、現在、来年2月の配布を目的として、「難病等の基本的な情報」や「難病等の特徴（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）」、「認定調査の時の注意点」などを整理した関係者向けのマニュアルを作成中。

障害者総合支援法の対象疾患一覧(案)

1	IgA腎症	34	原発性側索硬化症	67	成人スチル病	99	膿疱性乾癬
2	亜急性硬化性全脳炎	35	原発性胆汁性肝硬変	68	背髄空洞症	100	囊胞性線維症
3	アジソン病	36	原発性免疫不全症候群	69	背髄小脳変性症	101	パーキンソン病
4	アミロイド症	37	硬化性萎縮性苔癬	70	背髄性筋萎縮症	102	バージャー病
5	アレルギー性肉芽腫性血管炎	38	好酸球性筋膜炎	71	全身性エリテマトーデス	103	肺動脈性肺高血圧症
6	ウエゲナー肉芽腫症	39	後縦帯骨化症	72	先端巨大症	104	肺胞低換気症候群
7	HTLV-1関連脊髄症	40	拘束型心筋症	73	先天性QT延長症候群	105	バッド・キアリ症候群
8	ADH不適合分泌症候群	41	広範脊柱管狭窄症	74	先天性魚鱗癬様紅皮症	106	ハンチントン病
9	黄色帯骨化症	42	高プロラクチン血症	75	先天性副腎皮質酵素欠損症	107	汎発性特発性骨増殖症
10	潰瘍性大腸炎	43	抗リン脂質抗体症候群	76	側頭動脈炎	108	肥大型心筋症
11	下垂体前葉機能低下症	44	骨髄異形成症候群	77	大動脈炎症候群	109	ピタミンド依存症二型
12	加齢性黄斑変性症	45	骨髄線維症	78	大脳皮質基底核変性症	110	皮膚筋炎
13	肝外門脈閉塞症	46	ゴナドトロピン分泌過剰症	79	多系統萎縮症	111	びまん性汎細気管支炎
14	関節リウマチ	47	混合性結合組織病	80	多巣性運動ニューロパチー	112	肥満低換気症候群
15	肝内結石症	48	再生不良性貧血	81	多発筋炎	113	表皮水疱症
16	偽性低アルドステロン症	49	サルコイドーシス	82	多発性硬化症	114	フィッシャー症候群
17	偽性副甲状腺機能低下症	50	シェーグレン症候群	83	多発性嚢胞腎	115	プリオン病
18	球脊髄性筋萎縮症	51	色素性乾皮症	84	遅発性内リンパ水腫	116	ベーチェット病
19	急速進行性糸球体腎炎	52	自己免疫性肝炎	85	中枢性尿崩症	117	ペルオキシソーム病
20	強皮症	53	自己免疫性溶血性貧血	86	中毒性表皮壊死症	118	発作性夜間へモグロビン尿症
21	ギラン・バレ症候群	54	視神経症	87	TSH産生下垂体腺腫	119	慢性炎症性脱髄性多発神経炎
22	筋萎縮性側索硬化症	55	若年性肺炎腫	88	TSH受容体異常症	120	慢性血栓性肺高血圧症
23	クッシング病	56	重症急性性肺炎	89	天疱瘡	121	慢性肺炎
24	グルココルチコイド抵抗症	57	重症筋無力症	90	特発性拡張型心筋症	122	ミトコンドリア病
25	クロウ・梁瀬症候群	58	神経性過食症	91	特発性間質性肺炎	123	メニエール病
26	クローン病	59	神経性食欲不振症	92	特発性血小板減少性紫斑病	124	網膜色素変性症
27	劇症肝炎	60	神経線維腫症	93	特発性血栓症	125	モヤモヤ病
28	結節性硬化症	61	進行性核上性麻痺	94	特発性大腿骨頭壊死	126	有棘赤血球舞踏病
29	結節性動脈周囲炎	62	進行性骨化性線維形成異常症	95	特発性門脈圧亢進症	127	ランゲルハンス細胞組織球症
30	血栓性血小板減少性紫斑病	63	進行性多巣性白質脳症	96	特発性両側性感音難聴	128	リソソーム病
31	原発性アルドステロン症	64	スティーヴンス・ジョンソン症候群	97	突発性難聴	129	リンパ管筋腫症
32	原発性硬化性胆管炎	65	スモン	98	難治性ネフローゼ症候群	130	レフトフシ症候群
33	原発性高脂血症	66	正常圧水頭症				

※ 今後、法制上の観点からの軽微な文言の整理が 이루어る。

障害者総合支援法の対象疾患（案）と難病患者等居宅生活支援事業の対象疾患の対応表

分野	障害者総合支援法	難病患者等居宅生活支援事業	
血液系	30	血栓性血小板減少性紫斑病	血栓性血小板減少性紫斑病 (TTP)
	36	原発性免疫不全症候群	原発性免疫不全症候群
	44	骨髄異形成症候群	不溶性貧血 (骨髄異形成症候群)
	45	骨髄線維症	骨髄線維症
	48	再生不良性貧血	再生不良性貧血
	53	自己免疫性溶血性貧血	溶血性貧血
	118	発作性夜間ハモグロビン尿症	
	92	特発性血小板減少性紫斑病	特発性血小板減少性紫斑病 (ITP)
	93	特発性血栓症	特発性血栓症
	5	アレルギー性肉芽腫性血管炎	アレルギー性肉芽腫性血管炎
	6	ウエグナー肉芽腫症	ウエグナー肉芽腫症
	14	関節リウマチ	悪性関節リウマチ
	29	結節性動脈周囲炎	関節リウマチ
	102	バージャール病	ピュルガー病 (バージャール病)
免疫	43	抗リン脂質抗体症候群	結節性動脈周囲炎
	50	シェーグレン症候群	抗リン脂質抗体症候群
	67	成人スチル病	シェーグレン症候群
	71	全身性エリテマトーデス	成人スチル病
	76	側頭動脈炎	全身性エリテマトーデス (SLE)
	77	大動脈炎症候群	側頭動脈炎
	81	多発筋炎	大動脈炎症候群 (高安動脈炎)
	110	皮膚筋炎	皮膚筋炎及び多発性筋炎 (PM/DM)
	116	ベーチェット病	ベーチェット病
	3	アジソン病	副腎低形成 (アジソン病)
	8	ADH不適合分泌症候群	ADH分泌異常症
	85	中枢性尿崩症	下垂体機能低下症
	11	下垂体前葉機能低下症	PRRL分泌異常症 ゴナドトロピン分泌異常症 下垂体TSH分泌異常症
	16	偽性低アルドステロン症	偽性低アルドステロン症
17	偽性副甲状腺機能低下症	偽性副甲状腺機能低下症	
23	クッシング病	クッシング病	

分野	障害者総合支援法	難病患者等居宅生活支援事業	
内分泌系 (続き)	24	グルココルチコイド抵抗症	グルココルチコイド抵抗症
	31	原発性アルドステロン症	原発性アルドステロン症
	42	高プロラクチン血症	PRRL分泌異常症
	46	ゴナドトロピン分泌過剰症	ゴナドトロピン分泌異常症
	58	神経性過食症	中枢性摂食異常症
	59	神経性食欲不振症	
	72	先端巨大症	先端巨大症
	75	先天性副腎皮質酵素欠損症	副腎酵素欠損症
	87	TSH産生下垂体腺腫	下垂体性TSH分泌異常症
	88	TSH受容体異常症	TSH受容体異常症
	109	ヒタミンド依存症二型	ヒタミンド受容体異常症
	130	レフトフ症候群	甲状腺ホルモン不動態
	4	アミロイドーシス	アミロイドーシス
	33	原発性高脂血症	原発性高脂血症
代謝系	2	亜急性硬化性全脳炎	亜急性硬化性全脳炎 (SSPE)
	7	HITLV-1 関連脊髄症	HITLV-1 関連脊髄症 (HAM)
	18	球脊髄性筋萎縮症	球脊髄性筋萎縮症
	21	ギラン・バレー症候群	ギラン・バレー症候群 (GBS)
	22	筋萎縮性側索硬化症	筋萎縮性側索硬化症 (ALS)
	25	クロウ・深癱症候群	単クローン抗体を伴う末梢神経炎 (クロウ・フカセ症候群)
	34	原発性側索硬化症	原発性側索硬化症
	57	重症筋無力症	重症筋無力症 (MG)
	61	進行性核上性麻痺	進行性核上性麻痺
	63	進行性多巣性白質脳症	進行性多巣性白質脳炎 (PML)
	66	正常圧水頭症	正常圧水頭症
	68	脊髄空洞症	脊髄空洞症
	69	脊髄小脳変性症	脊髄小脳変性症
	70	脊髄性筋萎縮症	脊髄性筋萎縮症
神経・筋	78	大脳皮質基底核変性症	大脳皮質基底核変性症 多系統萎縮症 (線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群)
	79	多系統萎縮症	多系統萎縮症 (線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群)
	80	多巣性運動ニューロパチー	多巣性運動ニューロパチー (ルイス・サムナー症候群)
	82	多発性硬化症	多発性硬化症 (MS)
	101	パーキンソン病	パーキンソン病
	106	ハンチントン病	ハンチントン病

※ 今後、法制上の観点からの軽微な文言の整理がありうる。

障害者総合支援法の対象疾患（案）と難病患者等居宅生活支援事業の対象疾患の対応表

分野	障害者総合支援法	難病患者等居宅生活支援事業		
神経・筋 (続き)	114	フィッシュャー症候群		
	115	プリオン病	クワイツフェルト・ヤコブ病 (CJD) ゲルスマン・ストロイスラー・シャインカー病 (GSS)	
		副腎白質ジストロフィー	致死性家族性不眠症	
	117	ペルオキシソーム病	ヘルオキシソーム病	
	119	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	慢性炎症性脱髄性多発神経炎 (CIDP)	
	122	ミトコンドリア病	ミトコンドリア病	
	125	モヤモヤ病	モヤモヤ病 (ウイリス動脈閉塞症)	
	126	有棘赤血球舞踏病	有棘赤血球舞踏病	
	128	リンソーム病	ライソソーム病 リアブリー病【循環器系】	
	視覚系	12	加齢性黄斑変性症	加齢性黄斑変性症
		54	視神経症	難治性視神経症
		124	網膜色素変性症	網膜色素変性症
84		遅発性内リンパ水腫	遅発性内リンパ水腫	
平衡機能系	96	特発性両側性感音難聴	特発性両側性感音難聴	
	97	突発性難聴	突発性難聴	
循環器系	123	メニエール病	メニエール病	
	40	拘束型心筋症	拘束型心筋症	
	90	特発性拡張型心筋症	特発性拡張型(うっ血型)心筋症	
	73	先天性QT延長症候群	家族性突然死症候群	
呼吸器系	108	肥大型心筋症	肥大型心筋症	
	49	サルコイドーシス	サルコイドーシス	
呼吸器系	55	若年性肺気腫	若年性肺気腫	
	91	特発性間質性肺炎	特発性間質性肺炎	
	103	肺動脈性肺高血圧症	肺動脈性肺高血圧症	
	104	肺胞低換気症候群	肺胞低換気症候群	
	111	びまん性汎細気管支炎	びまん性汎細気管支炎	
	112	肥満低換気症候群	肥満低換気症候群	
	120	慢性血栓性肺高血圧症	慢性血栓性肺高血圧症	
	127	ランゲルハンス細胞組織球症	ランゲルハンス細胞組織球症	
	129	リンパ管筋腫症	リンパ管筋腫症 (LAM)	

分野	障害者総合支援法	難病患者等居宅生活支援事業	
消化器系	10	潰瘍性大腸炎	潰瘍性大腸炎
	13	肝外門脈閉塞症	肝外門脈閉塞症
	15	肝内結石症	肝内結石症
	26	クローン病	クローン病
	27	劇症肝炎	劇症肝炎
	32	原発性硬化性胆管炎	肝内胆管障害
	35	原発性胆汁性肝硬変	原発性胆汁性肝硬変
	52	自己免疫性肝炎	自己免疫性肝炎
	56	重症急性肝炎	重症急性肝炎
	95	特発性門脈圧亢進症	特発性門脈圧亢進症
	100	嚢胞性線維症	嚢胞性線維症
	106	バッド・キアリ症候群	バッド・キアリ (Budd-Chiari) 症候群
皮膚・結合組織	121	慢性膀胱炎	慢性膀胱炎
	20	強皮症	強皮症
	28	結節性硬化症	結節性硬化症 (プリングル病)
	38	好酸球性筋膜炎	好酸球性筋膜炎
	37	硬化性萎縮性苔癬	硬化性萎縮性苔癬
	47	混合性結合組織病	混合性結合組織病
	51	色素性乾皮症	色素性乾皮症 (XP)
	60	神経線維腫症	神経線維腫症 I型 (レックリング・ハウゼン病) 神経線維腫症 (II型)
	64	スティーヴンス・ジョンソン症候群	重症多形滲出性紅斑(急性期)
	86	中毒性表皮剥離症	重症多形滲出性紅斑(急性期)
	74	先天性魚鱗様紅皮症	先天性魚鱗様紅皮症
	89	天疱瘡	天疱瘡
骨・関節系	99	膿疱性乾癬	膿疱性乾癬
	113	表皮水疱症	表皮水疱症
	9	黄色靨帯骨化症	黄色靨帯骨化症
	39	後縦靨帯骨化症	後縦靨帯骨化症
	41	広範靨帯管狭窄症	広範靨帯管狭窄症
	62	進行性骨化性線維形成異常症	進行性骨化性線維形成異常症 (FOP)
	94	特発性大腿骨頭壊死	特発性大腿骨頭壊死症
	107	汎発性特発性骨増殖症	前縦靨帯骨化症
	1	IGA腎症	IGA腎症
	19	急速進行性糸球体腎炎	急速進行性糸球体腎炎
	83	多発性嚢胞腎	多発性嚢胞腎
	98	難治性ネフローゼ症候群	難治性ネフローゼ症候群
65	スモン	スモン	

※ 今後、法制上の観点からの軽微な文言の整理がありうる。

今後の難病対策の在り方(中間報告) (抜粋)

平成24年8月16日

厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会

2. 「難病」の定義、範囲の在り方

○ 総合的な難病対策の外縁となる「難病」の定義については、「難病対策要綱」(昭和47年10月厚生省)をも参考にしつつ、できるだけ幅広くとらえるべきである。一方で、個別施策の対象となる疾病の範囲については、広く国民の理解を得られるよう、それぞれの施策の趣旨・目的等も踏まえ、比較的に難病を基本に選定すべきである。

○ 今後、「難病」の定義については、個別施策の対象となる疾病の範囲の議論を深めつつ、引き続き検討する。

4. 福祉サービスの在り方

○ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)において、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者も、障害児・者の範囲に加えられることから、平成25年4月以降、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスに係る給付対象となる。

なお、児童福祉法上の障害児通所支援及び障害児入所支援についても同様の取扱いとなる。

○ 障害者総合支援法の「治療方法が確立していない疾病」であって「政令で定めるもの」の疾病の具体的な範囲については、現在、難治性疾患克服研究事業「今後の難病対策のあり方に関する研究班」において調査・分析を行っており、その結果等の他、新たな難病対策における医療費助成の対象疾患の範囲も参考にしつつ、障害者総合支援法の施行に向け、検討する。

○ 障害程度区分の認定に当たっては、難病ごとの特性(病状の変化や進行等)についてきめ細かく配慮する必要がある。

難病患者等居宅生活支援事業の概要

難病患者等居宅生活支援事業は、患者のQOLの向上のために平成9年から開始された事業で、難病患者等ホームヘルプサービス事業、難病患者等短期入所事業、難病患者等日常生活用具給付事業といった、患者の療養生活の支援を目的とした事業を実施し、地域における難病患者等の自立と社会参加の促進を図る。
(＜補助率＞国：1／2、都道府県：1／4、市町村1／4)

事業の対象者

以下の全てを満たすこと

- ① 日常生活を営むのに支障があり、介護等のサービスを提供を必要とする者であること。
- ② 難治性疾患克服研究事業(臨床調査研究分野)の対象疾患(130疾患)及び関節リウマチの患者であること。
- ③ 在宅で療養が可能ない程度に病状が安定していると医師によって判断されている者であること。
- ④ 障害者自立支援法等の他の施策の対象とならないこと。

1 難病患者等ホームヘルプサービス事業(市町村(特別区を含む)事業)

難病患者等が居宅において日常生活を営むことができるよう、難病患者等の家庭に対してホームヘルパーを派遣し、入浴等の介護や掃除などの家事サービスを提供し、難病患者等の福祉を促進を図る事業

◆ 入浴、排泄、食事等の介護 ◆ ◆ 調理、洗濯、掃除等の家事 ◆ ◆

2 難病患者等短期入所事業(市町村(特別区を含む)事業)

難病患者等の介護を行う者が、病気や冠婚葬祭などの社会的理由又は個人的な旅行などの私的的理由により介護を行えなくなった場合に、難病患者等を一時的に病院等の医療施設に保護する事業(原則として7日以内)。

3 難病患者等日常生活用具給付事業(市町村(特別区を含む)事業)

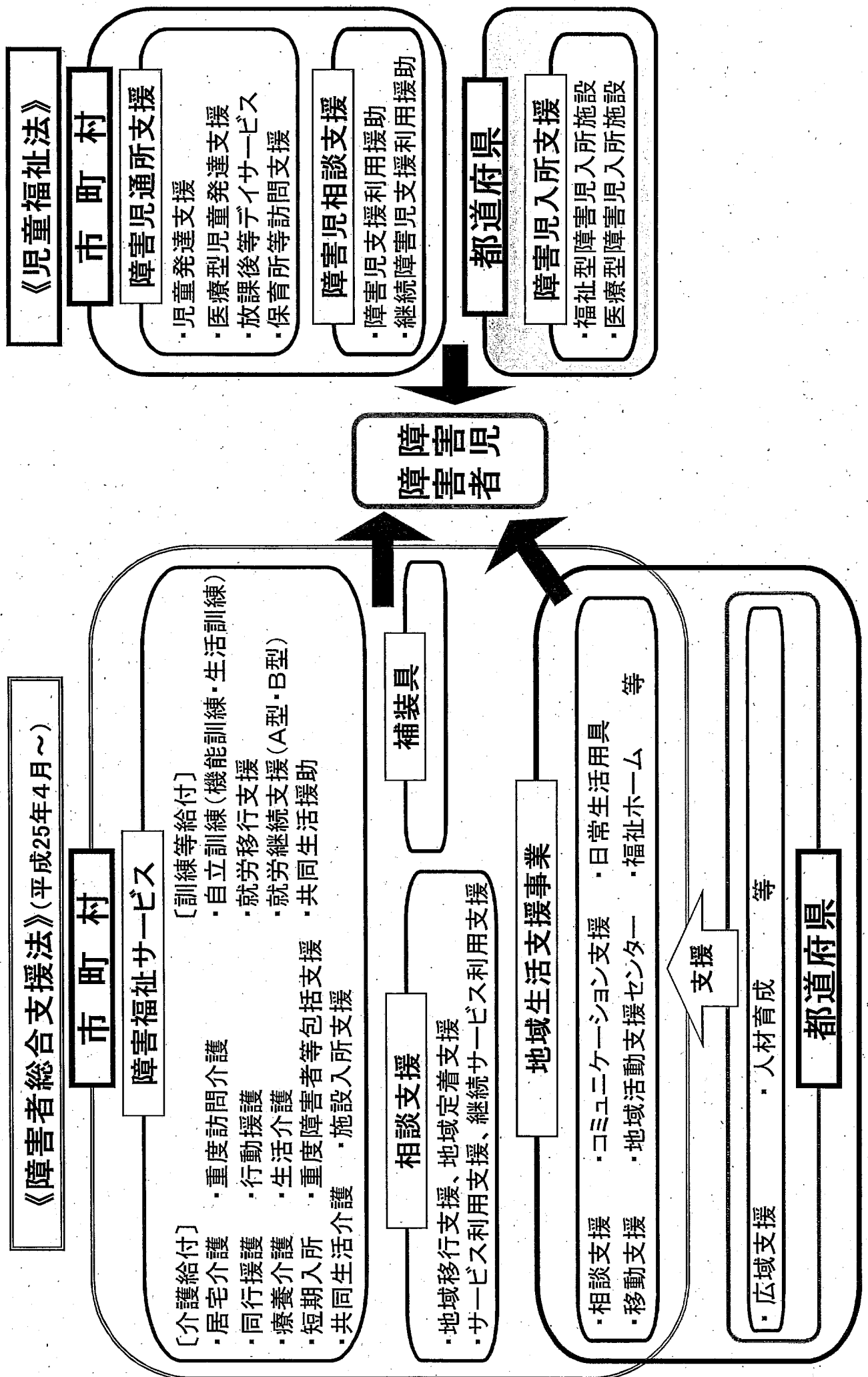
難病患者等に対して、日常生活用具を給付することにより、難病患者等の日常生活の便直を図る事業

給付品目(18品目)

- ① 便器
- ② 特殊マット
- ③ 特殊寝台
- ④ 特殊尿器
- ⑤ 体位変換器
- ⑥ 入浴補助用具
- ⑦ 車いす(電動車いすを含む)
- ⑧ 歩行支援用具
- ⑨ 電気式たん吸引器
- ⑩ 意思伝達装置
- ⑪ ネブライザー(吸入器)
- ⑫ 移動用リフト
- ⑬ 居宅生活動作補助用具
- ⑭ 特殊便器
- ⑮ 訓練用ベットの
- ⑯ 自動消火器
- ⑰ 動脈血中酸素飽和度測定器
- ⑱ 整形形靴

※ 利用者世帯の所得に応じた自己負担あり：0～52,400円
但し、生計中心者の前年度所得課税年額が70,001円以上の世帯：全額

障害者・障害児に対する福祉サービスの体系



別添3

難病患者等日常生活用具給付事業運営要綱

1 目的

難病患者等に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

3 用具の種目及び給付対象者

給付の対象となる用具は、別表1の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表の「対象者」欄に掲げる難病患者等で、次の全ての要件をみたす者のうち、市町村長が真に必要と認めた者とする。

- ① 別に定める厚生労働科学研究難治性疾患克服研究事業の対象疾患患者及び関節リウマチ患者
- ② 在宅で療養が可能な程度に病状が安定していると医師によって判断される者
- ③ 介護保険法、老人福祉法等の施策の対象とはならない者

4 用具の給付の実施

- (1) 用具の給付は、原則として、難病患者等又はこの者の属する世帯の生計中心者からの申請に基づき実施するものとする。
- (2) 市町村長は、用具の給付の申請があった場合は、本要綱及び「診断書」を基にその必要性を検討し、できる限り速やかに便宜の供与の可否を決定するものとする。
- (3) 用具の給付を受けた者又はこの者の属する世帯の生計中心者は、別表2の基準により、必要な用具の購入に要する費用の一部又は全部を負担するものとする。なお、この場合、原則として負担する額は日常生活用具の引き渡しの日直接業者に支払うものとする。

5 費用の請求

用具を納付した業者が事業の実施主体に請求できる額は、用具の給付に必要な用具の購入に要する費用から用具の給付を受けた者又はこの者の属する世帯の生計中心者が直接業者に支払った額を控除した額とする。

6 給付台帳の整備

事業の実施主体は、用具の給付の状況を明確にするための「日常生活用具給付台帳」を整備するものとする。

別表1

種 目	対 象 者	性 能
便 器	常時介護を要する者	難病患者等が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)
特 殊 マ ッ ト	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。
特 殊 寝 台	同上	腕、脚等の訓練のできる用具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
特 殊 尿 器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。
体 位 変 換 器	寝たきりの状態にある者	介助者が難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
入 浴 補 助 用 具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの。
車 い す	下肢が不自由な者	難病患者等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。(歩行機能を電動車いすによらなければ代行できない者については、電動いすも含む。)
歩 行 支 援 用 具	同上	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ、歩行器等であって、難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。
電 気 式 た ん 吸 引 器	呼吸器機能に障害のある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。

種 目	対 象 者	性 能
意 思 伝 達 装 置	言語機能を喪失した者又は言語機能が著しく低下している筋萎縮性側索硬化症等の神経疾患患者であって、コミュニケーション手段として必要があると認められる者	まばたき、筋電センサー等の特殊な入力装置を備え、難病患者等が容易に使用し得るもの。
ネ ブ ラ イ ザ ー	呼吸器機能に障害のある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。
移 動 用 リ フ ト	下肢又は体幹機能に障害のある者	介護者が難病患者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。
居 宅 生 活 動 作 補 助 用 具	同上	難病患者等の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。
特 殊 便 器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
訓 練 用 ベ ッ ド	下肢又は体幹機能に障害のある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。
自 動 消 火 器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。
動 脈 血 中 酸 素 飽 和 度 測 定 器 (パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの。
整 形 靴	下肢が不自由な者	難病患者等の身体状況を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。

別表2

日常生活用具給事業費負担基準

利用者世帯の階層区分		利用者負担額
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律による支援給付受給世帯	0 円
B	生計中心者が前年所得税額非課税世帯	0
C	生計中心者の前年所得税課税年額が5,000円以下の世帯	16,300
D	生計中心者の前年所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下の世帯	28,400
E	生計中心者の前年所得税課税年額が15,001円以上40,000円以下の世帯	42,800
F	生計中心者の前年所得税課税年額が40,001円以上70,000円以下の世帯	52,400
G	生計中心者の前年所得税課税年額が70,001円以上の世帯	全額

障害者自立支援法に基づく日常生活用具給付等事業の概要

1. 制度の概要

市町村が行う地域生活支援事業の内、必須事業の一つとして規定。

重度障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること等により、福祉の増進に資することを目的とした事業である。

2. 対象者 日常生活用具を必要とする障害者、障害児

3. 実施主体 市町村

4. 種目（詳細は（別紙）厚生労働省告示第529号を参照）

- ① 介護・訓練支援用具
- ② 自立生活支援用具
- ③ 在宅療養等支援用具
- ④ 情報・意思疎通支援用具
- ⑤ 排泄管理支援用具
- ⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

5. 申請方法等

市町村長に申請し、市町村による給付等の決定後、給付等を受ける。

6. 費用負担

(1) 補助金の負担割合

国:50/100以内 都道府県:25/100以内

※ 国費の財源は平成24年度の場合、450億円（統合補助金）の内数

(2) 利用者負担

市町村の判断による。

【参考】

1. 創設年度 平成18年10月施行
2. 根拠 障害者自立支援法 第77条第1項第2号
3. 国の補助根拠 障害者自立支援法 第95条第2項第2号

(別紙)

○厚生労働省告示第529号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第七十七条第一項第二号の規定に基づき、障害者自立支援法第七十七条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日

厚生労働大臣 柳沢 伯夫

障害者自立支援法第七十七条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第七十七条第一項第二号の規定による障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）の日常生活上の便宜を図るための用具は、第一号に掲げる用具の要件をすべて満たすものであって、第二号に掲げる用具の用途及び形状のいずれかに該当するものとする。

一 用具の要件

- イ 障害者等が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの
- ロ 障害者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められるもの
- ハ 用具の製作、改良又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの

二 用具の用途及び形状

- イ 介護・訓練支援用具 特殊寝台、特殊マットその他の障害者等の身体介護を支援する用具並びに障害児が訓練に用いるいす等のうち、障害者等及び介助者が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの
- ロ 自立生活支援用具 入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置その他の障害者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
- ハ 在宅療養等支援用具 電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障害者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
- ニ 情報・意思疎通支援用具 点字器、人工喉頭その他の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
- ホ 排泄管理支援用具 ストーマ装具その他の障害者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
- ヘ 居宅生活動作補助用具 障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

(参考)

日常生活用具参考例

種 目		対 象 者
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害
	特殊マット	
	特殊尿器	
	入浴担架	
	体位変換器	
	移動用リフト	
	訓練いす(児のみ)	
	訓練用ベッド(児のみ)	
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害
	便器	下肢又は体幹機能障害
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害
	T字状・棒状のつえ	
	歩行支援用具→移動・移乗支援用具(名称変更)	上肢障害
	特殊便器	障害種別に関わらず火災発生の感知・避難が困難
	火災警報機	視覚障害
	自動消火器	
	電磁調理器	聴覚障害
	歩行時間延長信号機用小型送信機	聴覚障害
	聴覚障害者用屋内信号装置	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害等
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害等
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害等
	酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法者
	盲人用体温計(音声式)	視覚障害
	盲人用体重計	
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障害
	情報・通信支援用具※	上肢機能障害又は視覚障害
	点字ディスプレイ	盲ろう、視覚障害
	点字器	視覚障害
	点字タイプライター	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	
	視覚障害者用拡大読書器	
	盲人用時計	
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害
	聴覚障害者用情報受信装置	
	人工喉頭	喉頭摘出者
	福祉電話(貸与)	聴覚障害又は外出困難
ファックス(貸与)	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害で、電話では意思疎通困難	
視覚障害者用ワードプロセッサ(共同利用)	視覚障害	
点字図書		
排泄管理支援用具	ストーマ装具(ストーマ用品、洗腸用具)	ストーマ造設者
	紙おむつ等(紙おむつ、サラン・ガーゼ等衛生用品)	高度の排便機能障害者、脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者
	収尿器	高度の排尿機能障害者
住宅改修費	居室生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期非進行性脳病変

※ 情報・通信支援用具とは、障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフトをいう。

難病患者等日常生活用具給付事業と障害者総合支援法の日常生活用具と補装具の関係

難病等日常生活用具の対象種目	障害者総合支援法上の対応	備考
便器	日常生活用具(自立生活支援用具)	
特殊マット	日常生活用具(介護・訓練支援用具)	
特殊寝台	日常生活用具(介護・訓練支援用具)	
特殊尿器	日常生活用具(介護・訓練支援用具)	
体位変換器	日常生活用具(介護・訓練支援用具)	
入浴補助用具	日常生活用具(自立生活支援用具)	
車椅子(電動車椅子も含む)	補装具	
歩行支援用具	日常生活用具(自立生活支援用具)	
電気式たん吸引器	日常生活用具(在宅療養等支援用具)	
意思伝達装置	補装具	
ネブライザー	日常生活用具(在宅療養等支援用具)	
移動用リフト	日常生活用具(介護・訓練支援用具)	
居宅生活動作補助用具	日常生活用具(居宅生活動作補助用具)	
特殊便器	日常生活用具(自立生活支援用具)	
訓練用ベッド	日常生活用具(介護・訓練支援用具)	障害児のみに限定しない配慮が必要。
自動消火器	日常生活用具(自立生活支援用具)	
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	日常生活用具(在宅療養等支援用具)	対象種目とする配慮が必要。
整形靴	補装具	

平成22年度難病患者等日常生活用具給付事業の給付状況について

○難病患者等日常生活用具給付事業の対象者は、「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は、「対象者」欄に掲げる※難病患者等で次の全ての要件を満たす者のうち、市町村長が真に必要と認めた者

- ・厚生労働科学研究難治性疾患克服研究事業の対象疾患患者及び関節リウマチ患者
- ・在宅で療養が可能な程度に病状が安定していると医師によって判断される者
- ・介護保険法、老人福祉法等の施策の対象とはならない者

○平成25年4月から、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に定める障害児・者の対象に難病等が加わり、補装具費支給制度、日常生活用具給付等事業の対象となる。（平成25年度からは厚生労働科学研究難治性疾患克服研究事業の対象疾患（130疾患）及び関節リウマチが難病等の範囲として加わる。）

○そのため、平成25年4月からの補装具費支給制度における難病患者等への支給を判断するための判断基準を国として検討するため、難病患者等日常生活用具給付事業において、今後、障害者総合支援法の補装具として整理される「車椅子」、「電動車椅子」、「意思伝達装置」、「整形靴」の給付実績等を一部の自治体から聴取した状況を整理。

※平成22年度難病患者等日常生活用具給付事業の実績から一部の自治体に聴取した内容

■車椅子

疾患名 【疾患群】	型式	価格(円)	既製品or オーダーメイド	必要と認めた際の判断基準等 (どのような状態であったか)
多発性硬化症 【神経・筋疾患】	普通型	71,362	既製品	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の診断書で疾患と必要性(身体の状態)を確認の上、保健所の保健師における訪問を行った上で必要性を判断。 ・1日において症状が変化するため、歩けるか歩けないかで判断すれば、ほとんど歩けるということになるため、症状の変化について配慮する必要があるのではないか。 ・身体障害者更生相談所に準ずる機関として保健所の保健師の訪問を行った上で必要性を判定することにしてはどうか。
多発性嚢胞腎 【腎・泌尿器系疾患】	普通型	70,400	既製品	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の診断書で疾患と必要性(身体の状態)を確認の上、保健所の保健師における訪問を行った上で必要性を判断。
多発性筋炎・皮膚筋炎 【免疫系疾患】	普通型	70,400	既製品	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の診断書で疾患と必要性(身体の状態)を確認の上、保健所の保健師における訪問を行った上で必要性を判断。
多発性筋炎・皮膚筋炎 【免疫系疾患】	普通型	70,400	既製品	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の診断書、保健所の保健師における訪問による意見書で必要性を判断。

■ 電動車椅子

疾患名 【疾患群】	型式	価格	既製品 オーバーナイト	必要と認めた際の判断基準 (どのような状態であったか)
慢性炎症性脱髄性多発神経炎 【神経・筋疾患】	普通型	314,000	既製品	・医師の診断書、市職員による聞き取り調査により必要性を判断。
多発性硬化症 【神経・筋疾患】	普通型	314,000	既製品	・医師の診断書で疾患と必要性(身体の状態)を確認の上、保健所の保健師における訪問を行った上で必要性を判断。

■ 意思伝達装置

疾患名 【疾患群】	価格	給付 製品名	必要と認めた際の判断基準 (どのような状態であったか)
脊髄小脳変性症 【神経・筋疾患】	470,000	伝の心	・医師の診断書、保健所の保健師による状態把握。 (車椅子利用。四肢が動かない。発語ができない。身障手帳は対象外であった。)
筋萎縮性側索硬化症 【神経・筋疾患】	546,831	伝の心	・医師の診断書、保健所の保健師による状態把握。 (進行している状態で、上下肢動かず、音声発生ができない状態。なお、医師の診断書等で状態把握が終われば2,3日での給付が可能。)
筋萎縮性側索硬化症 【神経・筋疾患】	258,000	レッツ・チャット	・医師の診断書、保健所の保健師による状態把握。
筋萎縮性側索硬化症 【神経・筋疾患】	116,000	レッツ・チャット	・医師の診断書、保健所の保健師による状態把握。 (言語喪失、身障手帳なし。)
筋萎縮性側索硬化症 【神経・筋疾患】	88,920	トーク・エイト	・医師の診断書、保健所の保健師の訪問による意見書。
筋萎縮性側索硬化症 【神経・筋疾患】	227,475	レッツ・チャット	・医師の診断書、市職員による聞き取り調査により必要性を判断。(身障手帳1級)
多系統萎縮症(線条体黒質変性症) 【神経・筋疾患】	470,000	伝の心	・医師の診断書、保健所の保健師による状態把握。 (医師の診断書に意思伝達装置が必要である旨記載あり。なお、進行している状態でありすぐに給付が必要であったが、障害者施策では支給までに時間が要するため、手帳保持していたが、障害部局とも調整の上、難病施策で対応。なお、たん吸引器は障害施策では気管切開している者に限られていたため、たん吸引器とあわせて給付。)

(注1) 基準額を超えた場合は、自治体を超えた額を負担している。

(注2) 整形靴については、平成22年度実績なし。(種目としては、平成23年度から対象としている。)

(※参考：難病患者等日常生活用具給付事業の種目、基準額、対象者、性能)

種目	基準額	対象者	性能
便器	4,450円 5,400円 (便器に手すり をつけた場合)	常時介護を要する者	難病患者等が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)
特殊マット	19,600円	寝たきりの状態にある者	褥創の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。
特殊寝台	154,000円	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる用具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
特殊尿器	67,000円	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。
体位変換器	15,000円	寝たきりの状態にある者	介助者が難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
入浴補助用具	90,000円	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの。
車椅子	70,400円 314,000円 (電動の場合)	下肢が不自由な者	難病患者等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。(歩行機能を電動車椅子によらなければ代行できない者については、電動車椅子も含む。)
歩行支援用具	60,000円	下肢が不自由な者	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ、歩行器等であって、難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。
電気式たん吸引器	56,400円	呼吸器機能に障害のある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。
意思伝達装置	470,000円	言語機能を喪失した者又は言語機能が著しく低下している筋萎縮性側索硬化症等の神経疾患患者であって、コミュニケーション手段として必要があると認められる者	まばたき、筋電センサー等の特殊な入力装置を備え、難病患者等が容易に使用し得るもの。
ネブライザー	36,000円	呼吸器機能に障害のある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。
移動用リフト	159,000円	下肢又は体幹機能に障害のある者	介護者が難病患者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。
居室生活動作補助用具	200,000円	下肢又は体幹機能に障害のある者	難病患者等の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。
特殊便器	151,200円	上肢機能に障害のある者	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く。
訓練用ベッド	159,200円	下肢又は体幹機能に障害のある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。
自動消火器	28,700円	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	157,500円	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病官患者等が容易に使用し得るもの。
整形靴	132,400円	下肢が不自由な者	難病患者等の身体状況を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。

補装具費支給の判定について(現行)

〔身体障害者の場合〕

身体障害者更生相談所の判定により 市町村が決定		医師の補装具費支給意見書に より市町村が決定
更生相談所に来所(巡回相談 等含む)判定	医師作成の補装具費支給意見書 等により更生相談所が判定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 義眼 ・ 眼鏡(矯正眼鏡・遮光眼鏡・コ ンタクトレンズ・弱視眼鏡) ・ 車いす(レディメイド) ・ 歩行器 ・ 盲人安全つえ ・ 歩行補助つえ
<ul style="list-style-type: none"> ・ 義肢 ・ 装具 ・ 座位保持装置 ・ 電動車いす の新規購入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補聴器 ・ 車いす(オーダーメイド) ・ 重度障害者用意思伝達装置 の新規購入	

上記に係るものであって、補装具費支給申請書、医師作成の補装具費支給意見書等により判断できる場合及び再支給、修理の場合。身体障害者手帳で必要性が判断できる場合は、医師作成の補装具費支給意見書を省略させることができ。

更生相談所は、新規申請者に係る判定を行うときは、できる限り切断その他の医療措置を行った医師と緊密な連絡を取り判定に慎重を期すること。

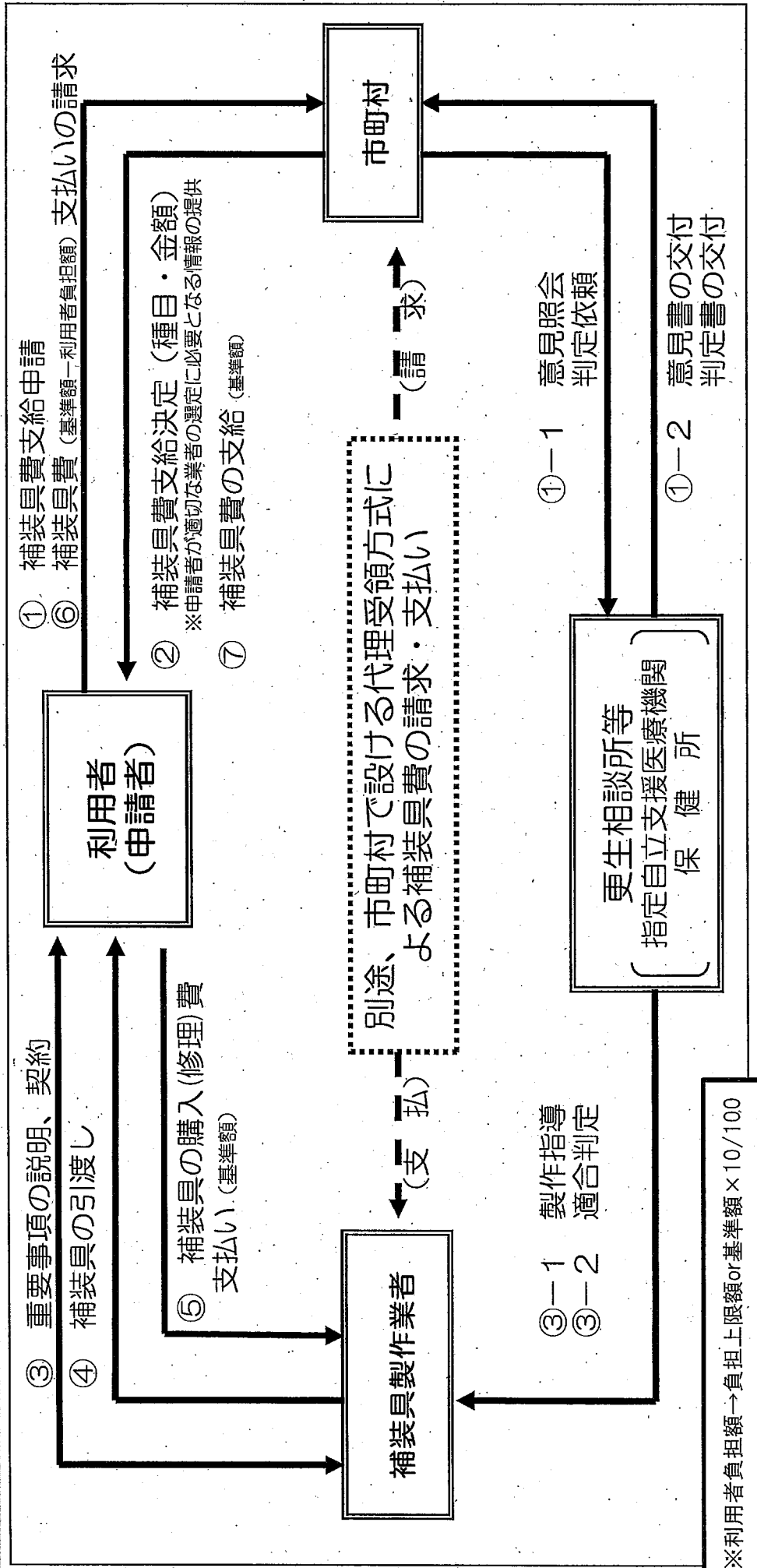
〔身体障害児の場合〕

市町村は、指定自立医療機関又は保健所の医師が作成した意見書により判断する。医師の意見書は、身体障害者手帳で必要性が判断できる場合は、省略させることができる。
また、市町村における支給の決定に際し、補装具の構造、機能等に関することで技術的助言を必要とする場合には、更生相談所に助言を求めらる。

補装具費の支給の仕組み①(償還払方式の場合)

参考資料 8

- 補装具の購入(修理)を希望する者は、市町村に補装具費支給の申請を行う。
- 申請を受けた市町村は、更生相談所等の意見を基に補装具費の支給を行うことが適切であると認めるときは、補装具費の支給の決定を行う。
- 補装具費の支給の決定を受けた障害者等は、事業者との契約により、当事業者から補装具の購入(修理)のサービス提供を受ける。
- 障害者等が事業者から補装具の購入(修理)のサービスを受けた時は、
 - ・事業者に対し、補装具の購入(修理)に要した費用を支払うとともに、
 - ・市町村に対し、補装具の購入(修理)に通常要する費用(補装具費＝基準額－利用者負担額)に相当する額を請求する。
- 市町村は、障害者等から補装具費の請求があった時は、補装具費の支給を行う。



補装具費の支給の仕組み②(代理受領方式の場合)

- 補装具の購入(修理)を希望する者は、市町村に補装具費支給の申請を行う。
- 申請を受けた市町村は、更生相談所等の意見を基に補装具費の支給を行うことが適切であると認めるときは、補装具費の支給の決定を行う。
- 補装具費の支給の決定を受けた障害者等は、事業者との契約により、当該事業者から補装具の購入(修理)のサービス提供を受ける。
- 障害者等が事業者から補装具の購入(修理)のサービスを受けた時は、
 - ・障害者等は、事業者に対し、補装具の購入(修理)に要した費用のうち利用者負担額を支払うとともに、
 - ・事業者は、市町村に対し、補装具の購入(修理)に通常要する費用から利用者負担額を差し引いた額を請求する。
- 市町村は、事業者から補装具費の請求があった時は、補装具費の支給を行う。

